

c 要介護2	ユニット型個室	805 単位
d 要介護3		857 単位
e 要介護4		908 単位
f 要介護5		960 単位

(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	ユニット型準個室	717 単位
b 要介護1		753 単位
c 要介護2		805 単位
d 要介護3		857 単位
e 要介護4		908 単位
f 要介護5		960 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要

があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
介護療養型医療施設（診療所） 6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,125 単位
b 要介護1	1,168 単位
c 要介護2	1,239 単位
d 要介護3	1,309 単位
e 要介護4	1,380 単位
f 要介護5	1,450 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,097 単位
b 要介護1	1,139 単位
c 要介護2	1,208 単位
d 要介護3	1,276 単位
e 要介護4	1,345 単位
f 要介護5	1,413 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		842 単位
ii 要介護1	従来型個室	885 単位
iii 要介護2		956 単位
iv 要介護3		1,026 単位
v 要介護4		1,097 単位
vi 要介護5		1,167 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		973 単位
ii 要介護1		1,016 単位
iii 要介護2	多床室	1,087 単位
iv 要介護3		1,157 単位
v 要介護4		1,228 単位
vi 要介護5		1,298 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		814 単位
ii 要介護1		856 単位
iii 要介護2	従来型個室	925 単位
iv 要介護3		993 単位
v 要介護4		1,062 単位
vi 要介護5		1,130 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		945 単位
ii 要介護1		987 単位
iii 要介護2	多床室	1,056 単位
iv 要介護3		1,124 単位
v 要介護4		1,193 単位
vi 要介護5		1,261 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

a	要支援	1,081 単位
b	要介護 1	1,123 単位
c	要介護 2	1,190 単位
d	要介護 3	1,257 単位
e	要介護 4	1,325 単位
f	要介護 5	1,392 単位

i	要支援	798 単位
ii	要介護 1	840 単位
iii	要介護 2	907 単位
iv	要介護 3	974 単位
v	要介護 4	1,042 単位
vi	要介護 5	1,109 単位
従来型個室		
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i	要支援	929 単位
ii	要介護 1	971 単位
iii	要介護 2	1,038 単位
iv	要介護 3	1,105 単位
v	要介護 4	1,173 単位
vi	要介護 5	1,240 単位
多床室		

(2) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)

a	要支援	861 単位
b	要介護 1	904 単位
c	要介護 2	975 単位
d	要介護 3	1,045 単位
e	要介護 4	1,116 単位
f	要介護 5	1,186 単位
ユニット型個室		

(二) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)

a	要支援	861 単位
b	要介護 1	904 単位
c	要介護 2	975 単位
d	要介護 3	1,045 単位
e	要介護 4	1,116 単位
f	要介護 5	1,186 単位
ユニット型準個室		

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者 (別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*) に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) の認知

症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟) 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置し

ているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

- ※ 療養費加算 23 単位
- 注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- * 別の告示で以下の内容を規定
医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- ** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(1) 要支援	796 単位
(2) 要介護 1	828 単位
(3) 要介護 2	871 単位
(4) 要介護 3	915 単位
(5) 要介護 4	959 単位
(6) 要介護 5	1,003 単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(I)(1日につき)	
(一) 要支援	513 単位
(二) 要介護 1	545 単位
(三) 要介護 2	588 単位
(四) 要介護 3	632 単位
(五) 要介護 4	676 単位
(六) 要介護 5	720 単位
(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(II)(1日につき)	
(一) 要支援	644 単位
(二) 要介護 1	676 単位
(三) 要介護 2	719 単位
(四) 要介護 3	763 単位
(五) 要介護 4	807 単位
(六) 要介護 5	851 単位

従来型個室

多床室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・基準適合診療所 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護1	677 単位
ii 要介護2	748 単位
iii 要介護3	818 単位
iv 要介護4	889 単位
v 要介護5	959 単位

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護1	577 単位
ii 要介護2	648 単位
iii 要介護3	718 単位
iv 要介護4	789 単位
v 要介護5	859 単位

従来型個室

b 介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護1	659 単位
ii 要介護2	730 単位
iii 要介護3	800 単位
iv 要介護4	871 単位

多床室

業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- * 別の告示で以下の内容を規定
医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- ** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- i 要介護1 601 単位
- ii 要介護2 656 単位
- iii 要介護3 711 単位
- iv 要介護4 766 単位
- v 要介護5 821 単位

c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

- i 要介護1 554 単位
- ii 要介護2 599 単位
- iii 要介護3 645 単位
- iv 要介護4 691 単位
- v 要介護5 736 単位

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- i 要介護1 841 単位
- ii 要介護2 908 単位
- iii 要介護3 976 単位
- iv 要介護4 1,043 単位
- v 要介護5 1,110 単位

b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- i 要介護1 722 単位
- ii 要介護2 770 単位
- iii 要介護3 819 単位
- iv 要介護4 867 単位
- v 要介護5 915 単位

c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

- i 要介護1 670 単位

v 要介護5
(削除)

941 単位

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- i 要介護1 741 単位
- ii 要介護2 808 単位
- iii 要介護3 876 単位
- iv 要介護4 943 単位
- v 要介護5 1,010 単位

従来型個室

b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- i 要介護1 823 単位
- ii 要介護2 890 単位
- iii 要介護3 958 単位
- iv 要介護4 1,025 単位
- v 要介護5 1,092 単位

多床室

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

ii 要介護 2	710 単位
iii 要介護 3	750 単位
iv 要介護 4	790 単位
v 要介護 5	830 単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	677 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	787 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	924 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	601 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	686 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	793 単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	554 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	624 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	713 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	722 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	797 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	890 単位

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1:
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	577 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 687 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	824 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	659 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 769 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	906 単位
(削除)	

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5:
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)	
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	741 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 845 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	976 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	823 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 927 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,058 単位
(削除)	

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5:
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

- i 要介護状態以外又は要介護 1 670 単位
- ii 要介護 2 又は要介護 3 732 単位
- iii 要介護 4 又は要介護 5 810 単位

ロ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費

- a 要介護 1 784 単位
- b 要介護 2 831 単位
- c 要介護 3 879 単位
- d 要介護 4 927 単位
- e 要介護 5 974 単位

(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費

- a 要介護 1 841 単位
- b 要介護 2 908 単位
- c 要介護 3 976 単位
- d 要介護 4 1,043 単位
- e 要介護 5 1,110 単位

(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1:1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

ロ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費

a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- i 要介護 1 641 単位
- ii 要介護 2 688 単位
- iii 要介護 3 ユニット型個室 736 単位
- iv 要介護 4 784 単位
- v 要介護 5 831 単位

b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- i 要介護 1 641 単位
- ii 要介護 2 688 単位
- iii 要介護 3 ユニット型準個室 736 単位
- iv 要介護 4 784 単位
- v 要介護 5 831 単位

(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

- i 要介護 1 698 単位
- ii 要介護 2 765 単位
- iii 要介護 3 ユニット型個室 833 単位
- iv 要介護 4 900 単位
- v 要介護 5 967 単位

b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

- i 要介護 1 698 単位
- ii 要介護 2 765 単位
- iii 要介護 3 ユニット型準個室 833 単位
- iv 要介護 4 900 単位
- v 要介護 5 967 単位

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- a 要介護状態以外又は要介護 1 784 単位
- b 要介護 2 又は要介護 3 858 単位
- c 要介護 4 又は要介護 5 950 単位

(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- a 要介護状態以外又は要介護 1 841 単位
- b 要介護 2 又は要介護 3 945 単位
- c 要介護 4 又は要介護 5 1,076 単位

※ ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情を斟酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 加算 1 33 単位
- ロ 加算 2 66 単位

- a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)
 - i 要介護 1 641 単位
 - ii 要介護 2 又は要介護 3 ユニット型個室 715 単位
 - iii 要介護 4 又は要介護 5 807 単位

- b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)
 - i 要介護 1 641 単位
 - ii 要介護 2 又は要介護 3 ユニット型準個室 715 単位
 - iii 要介護 4 又は要介護 5 807 単位

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)
 - i 要介護 1 698 単位
 - ii 要介護 2 又は要介護 3 ユニット型個室 802 単位
 - iii 要介護 4 又は要介護 5 933 単位

- b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)
 - i 要介護 1 698 単位
 - ii 要介護 2 又は要介護 3 ユニット型準個室 802 単位
 - iii 要介護 4 又は要介護 5 933 単位

(削除)

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ介護福祉施設サービス費 (II)、小規模介護福祉施設サービス費 (II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II) を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
 平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間
 (従来型個室に入所している期間が30日に満たない場合は、当該入所期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
 ・介護老人福祉施設 10.65㎡以下

※ 栄養管理体制加算
 イ 管理栄養士配置加算 12単位
 ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12 単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28 単位
注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（**）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 利用者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につ

6 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護1	819 単位
(二) 要介護2	868 単位
(三) 要介護3	921 単位
(四) 要介護4	975 単位
(五) 要介護5	1,028 単位

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護1	725 単位
(二) 要介護2	767 単位
(三) 要介護3	809 単位
(四) 要介護4	851 単位
(五) 要介護5	893 単位

き所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定
 医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

6 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 要介護1	702 単位
(二) 要介護2	751 単位
(三) 要介護3	804 単位
(四) 要介護4	858 単位
(五) 要介護5	911 単位

従来型個室

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 要介護1	801 単位
(二) 要介護2	850 単位
(三) 要介護3	903 単位
(四) 要介護4	957 単位
(五) 要介護5	1,010 単位

多床室

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.6 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)

(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I)

(一) 要介護1	689 単位
(二) 要介護2	738 単位
(三) 要介護3	791 単位
(四) 要介護4	845 単位
(五) 要介護5	898 単位

ユニット型個室

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費 (II)

(一) 要介護1	689 単位
(二) 要介護2	738 単位
(三) 要介護3	791 単位
(四) 要介護4	845 単位
(五) 要介護5	898 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(II)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間
(従来型個室に入所している期間が30日に満たない場合は、当該入所期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(II)を算定する。
イ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入所する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護老人保健施設

8. 0㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人保健施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護老人保健施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(**)を含む。)は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- * 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること
- ** 別の告示で以下の内容を規定
 - ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
 - ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
 - ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
 - ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(*)を含む。)に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

- * 別の告示で以下の内容を規定
 - ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査

7 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 要介護1	820 単位
b 要介護2	930 単位
c 要介護3	1,168 単位
d 要介護4	1,269 単位

査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護老人保健施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

7 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

i 要介護1	671 単位
ii 要介護2	781 単位
iii 要介護3	1,019 単位
iv 要介護4	1,120 単位

従来型個室

e 要介護 5 1,360 単位

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1 760 単位
 b 要介護 2 869 単位
 c 要介護 3 1,029 単位
 d 要介護 4 1,185 単位
 e 要介護 5 1,227 単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1 730 単位
 b 要介護 2 841 単位
 c 要介護 3 992 単位
 d 要介護 4 1,149 単位
 e 要介護 5 1,190 単位

v 要介護 5 1,211 単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1 802 単位
 ii 要介護 2 912 単位
 iii 要介護 3 多床室 1,150 単位
 iv 要介護 4 1,251 単位
 v 要介護 5 1,342 単位

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 611 単位
 ii 要介護 2 720 単位
 iii 要介護 3 従来型個室 860 単位
 iv 要介護 4 1,036 単位
 v 要介護 5 1,078 単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1 742 単位
 ii 要介護 2 851 単位
 iii 要介護 3 多床室 1,011 単位
 iv 要介護 4 1,167 単位
 v 要介護 5 1,209 単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 581 単位
 ii 要介護 2 692 単位
 iii 要介護 3 従来型個室 843 単位
 iv 要介護 4 1,000 単位
 v 要介護 5 1,041 単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1 712 単位
 ii 要介護 2 823 単位
 iii 要介護 3 多床室 974 単位
 iv 要介護 4 1,131 単位
 v 要介護 5 1,172 単位

(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)

a	要介護1	ユニット型個室	690 単位
b	要介護2		800 単位
c	要介護3		1,038 単位
d	要介護4		1,139 単位
e	要介護5		1,230 単位

(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)

a	要介護1	ユニット型準個室	690 単位
b	要介護2		800 単位
c	要介護3		1,038 単位
d	要介護4		1,139 単位
e	要介護5		1,230 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間(従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、従来型個室に入院する者であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するものに対して、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を支給する場合は、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サ

一ビス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設(病院) 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12単位

ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(**)を含む。)は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口に

よる摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	801 単位
b 要介護 2	853 単位
c 要介護 3	905 単位
d 要介護 4	956 単位
e 要介護 5	1,008 単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	711 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	803 単位
d 要介護 4	849 単位
e 要介護 5	895 単位

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	652 単位
ii 要介護 2	704 単位
iii 要介護 3	756 単位
iv 要介護 4	807 単位
v 要介護 5	859 単位

従来型個室

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	783 単位
ii 要介護 2	835 単位
iii 要介護 3	887 単位
iv 要介護 4	938 単位
v 要介護 5	990 単位

多床室

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	562 単位
ii 要介護 2	608 単位
iii 要介護 3	654 単位
iv 要介護 4	700 単位
v 要介護 5	746 単位

従来型個室

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	693 単位
ii 要介護 2	739 単位
iii 要介護 3	785 単位
iv 要介護 4	831 単位
v 要介護 5	877 単位

多床室

(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	723 単位
b 要介護 2	775 単位
c 要介護 3	827 単位
d 要介護 4	878 単位
e 要介護 5	930 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II)

a 要介護1	723 単位
b 要介護2	775 単位
c 要介護3	827 単位
d 要介護4	878 単位
e 要介護5	930 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。(*)）に対して、診療所型介護療養施設サービス費(I)、診療所型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間(従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所型介護療養施設サービス費(I)、診療所型介護療養施設サービス費(II)を支給する場合には、それぞれ療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
 ・介護療養型医療施設（診療所） 6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算
 イ 管理栄養士配置加算 12 単位
 ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*) 指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(**)を含む。)は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

- * 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること
- ** 別の告示で以下の内容を規定
- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(*)を含む。)に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

- * 別の告示で以下の内容を規定
- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a	要介護1	1,004 単位
b	要介護2	1,075 単位
c	要介護3	1,145 単位
d	要介護4	1,216 単位
e	要介護5	1,286 単位

検査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i	要介護1	855 単位
ii	要介護2	926 単位
iii	要介護3	996 単位
iv	要介護4	1,067 単位
v	要介護5	1,137 単位

従来型個室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	975 単位
b 要介護 2	1,044 単位
c 要介護 3	1,112 単位
d 要介護 4	1,181 単位
e 要介護 5	1,249 単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	959 単位
b 要介護 2	1,026 単位
c 要介護 3	1,093 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,228 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	986 単位
ii 要介護 2	1,057 単位
iii 要介護 3	1,127 単位
iv 要介護 4	1,198 単位
v 要介護 5	1,268 単位

多床室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	826 単位
ii 要介護 2	895 単位
iii 要介護 3	963 単位
iv 要介護 4	1,032 単位
v 要介護 5	1,100 単位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	957 単位
ii 要介護 2	1,026 単位
iii 要介護 3	1,094 単位
iv 要介護 4	1,163 単位
v 要介護 5	1,231 単位

多床室

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1	810 単位
ii 要介護 2	877 単位
iii 要介護 3	944 単位
iv 要介護 4	1,012 単位
v 要介護 5	1,079 単位

従来型個室

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1	941 単位
ii 要介護 2	1,008 単位
iii 要介護 3	1,075 単位
iv 要介護 4	1,143 単位
v 要介護 5	1,210 単位

多床室

(2) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I)

a 要介護 1	874 単位
---------	--------

b 要介護 2	ユニット型個室	945 単位
c 要介護 3		1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II)

a 要介護 1	ユニット型準個室	874 単位
b 要介護 2		945 単位
c 要介護 3		1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
 平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間（従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
 ・介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟) 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること

- もに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（**）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して

経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

- * 別の告示で以下の内容を規定
 - ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
 - ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
 - ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
 - ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

- * 別の告示で以下の内容を規定
 - 医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- ** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

食事の提供に要する費用の額の算定表
基本食事サービス費(1日につき) 2,120円

(削除)

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設の入所者又は入院患者について、当該食事の提供を行ったときに算定する。

- イ 食事の提供が、管理栄養士によって管理されていること。
- ロ 入所者又は入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 適時の食事の提供が行われていること。
- ニ 適温の食事の提供が行われていること。
- ホ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護保険施設において行われること。

2 次のいずれかの基準に該当する食事の提供を行ったときは、次に掲げる区分に従って、1日につき次に掲げる額を所定額から減算する。

イ 注1のロ及びホの基準に適合し、かつ、注1のイ、ハ又はニの基準のいずれかに適合しないこと(注1のイの基準に適合しないときは、食事の提供が栄養士によって管理されている場合に限る。)。 200円

ロ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていないこと、注1のロの基準に適合しないこと又は注1のホの基準に適合しないこと。 600円

3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、注1のロ及びホの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1日につき350円を所定額に加算する。

-71-

(別紙2)

1. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - (1) 指定介護老人福祉施設について、ユニット型準個室の設備の基準を定めること。
 - (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
 - (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。
2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
 - (1) 介護老人保健施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
 - (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
 - (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。
3. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - (1) 指定介護療養型医療施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
 - (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
 - (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。
4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - (1) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
 - (2) 利用料等の受領ができる費用として、滞在費及び食費を規定すること。
 - (3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、利用者が支払う滞在費及び食費は、利用者の書面による同意を得ること。
5. 利用者が支払う居住費・食費に関する指針
利用者が支払う居住費や食費については、次に定めるところにより取り扱うこと。
 - (1) 居住費 (滞在費を含む。以下同じ。)
利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い(個室、準個室、多床室)に応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。その際、当該施設における建設費用(修繕・維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)や近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準等を勘案すること。
 - (2) 食費
利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。
 - (3) 特別な室料や特別な食費等との関係
利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費(滞在費を含む。)及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を要領することとする。